

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第22号

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
5 略 <u>(令和8年3月31日までの間における授業料等の減免の特例)</u> 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条第1項及び第2項並びに第6条第3項及び第4項の規定の適用については、第2条第1項中「「就学支援金」という。」の支給」とあるのは「「就学支援金」という。」の支給及び法第3条第2項第3号の規定により就学支援金の支給を受けることができない生徒に対し教育長が別に定めるところにより令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する授業料等に相当する支援金（以下「臨時支援金」という。）の支給」と、第2条第2項中「以下「受給権者」という。」とあるのは「」及び教育長が別に定めるところにより臨時支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者（以下「受給権者等」という。）」と、「各号」とあるのは「各号（教育長が別に定めるところにより臨時支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者にあっては、第1号を除く。）」と、同項第2号中「停止されたもの」とあるのは「停止されたもの又は教育長が別に定めるところにより臨時支援金の支給が停止されたもの」と、同項第3号中「支給限度額（以下「支給限度額」という。）」とあるのは「支給限度額又は教育長が別に定める臨時支援金の支給限度額（以下これらを「支給限度額」という。）」と、第6条第3項及び第4項中「受給権者」とあるのは「受給権者等」とする。	5 略

（県立学校学則の一部改正）

（県立学校学則の一部改正）

7 略

(香川県立高等学校通信教育規則の一部改正)

8 略

6 略

(香川県立高等学校通信教育規則の一部改正)

7 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項の規定は、令和7年4月1日から適用する。